

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 一 〇特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造)
- 二 〇特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部創造)
- 二 〇川口市の町の区域を新たに画すること (市町村課)
- 四 〇特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課)
- 四 〇所沢都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課)
- 五 〇大規模小売店舗の新設に関する公告 (商業支援課)
- 五 〇大規模小売店舗の変更にに関する公告 (〃)
- 六 〇大規模小売店舗に対する市町村等意見の公告 (〃)
- 七 〇公益事業における争議行為の予告 (勤労者福祉課)
- 七 〇上里幹線土地改良区の役員就退任届 (本庄農林)
- 七 〇清算法人埼玉県長幡村五明堰耕

### 地整理組合の清算人退任届

- 七 〇山田土地改良区設立認可申請の適否決定並びに土地改良事業(維持管理事業) 計画書及び定款の写しの縦覧(農村整備課)
- 七 〇測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 八 〇土地収用法による事業認定(〃)
- 八 〇雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 九 〇人間都市計画用途地域の変更(都市計画課)
- 九 〇越谷都市計画用途地域の變更(〃)
- 九 〇さいたま都市計画用途地域の變更に係る図書の写しの縦覧(〃)
- 九 〇さいたま都市計画高度利用地区

### の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課) 一〇

- 一〇 〇さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)
- 一〇 〇さいたま都市計画地区計画の變更に係る図書の写しの縦覧 (〃)

### 開発行為に関する工事の完了公告

(建築指導課) 一〇

- 一〇 〇富士見都市計画下水道の変更(下水道課) 一〇
- 一〇 〇桶川都市計画公園の変更(公園課) 一〇

### 警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に係る落札者の公示

(会計課) 一〇

- 一〇 〇警察ネットワーク接続用端末装置等の賃貸借に係る落札者の公示 (会計課) 一〇

### 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

(農総研水田農業研究所) 一一

- 一一 〇開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一一
- 一一 〇 (行田県土) 一二
- 一二 〇県道草加流山線の区域の變更(越谷県土) 一二

### 開発行為に関する工事の完了公告

(杉戸県土) 一二

- 一二 〇がんセンターで使用する電気に関する入札公告(経営管理課) 一三
- 一三 〇精神医療センターで使用する電気に関する入札公告 (〃) 一四

### 灯油の購入に関する一般競争入札公告

(〃) 一六

- 一六 〇灯油の購入に関する一般競争入札公告 (〃) 一六

## 告示

### 埼玉県告示第千六百三十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日

平成十九年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エリアマネジメント北鴻巣

三 代表者の氏名

木村 忠彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市箕田五一七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、まちなみ景観の維持管理、運営を通して、持続可能なまちづくり、地域の文化芸術の振興、まちなみ環境の保全、地域の安全、地域経済の発展を促し、周辺地域も含めた地域全体の永続的な発展に寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第千六百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並

びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人すずらんの会

三 代表者の氏名

中嶋義幸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市原郷千九百三十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする人々に対して、快適な生活の場を提供するとともに、適切な情報提供、支えあえる人間関係作り、交流の場作りに関する事業を行い、全ての人達が生き生きと楽しく生活出来る地域社会作りに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、川口市の区域のうち別図一に示す区域を新たに別図二に示す町の区域に画する旨、川口市長から届出があった。

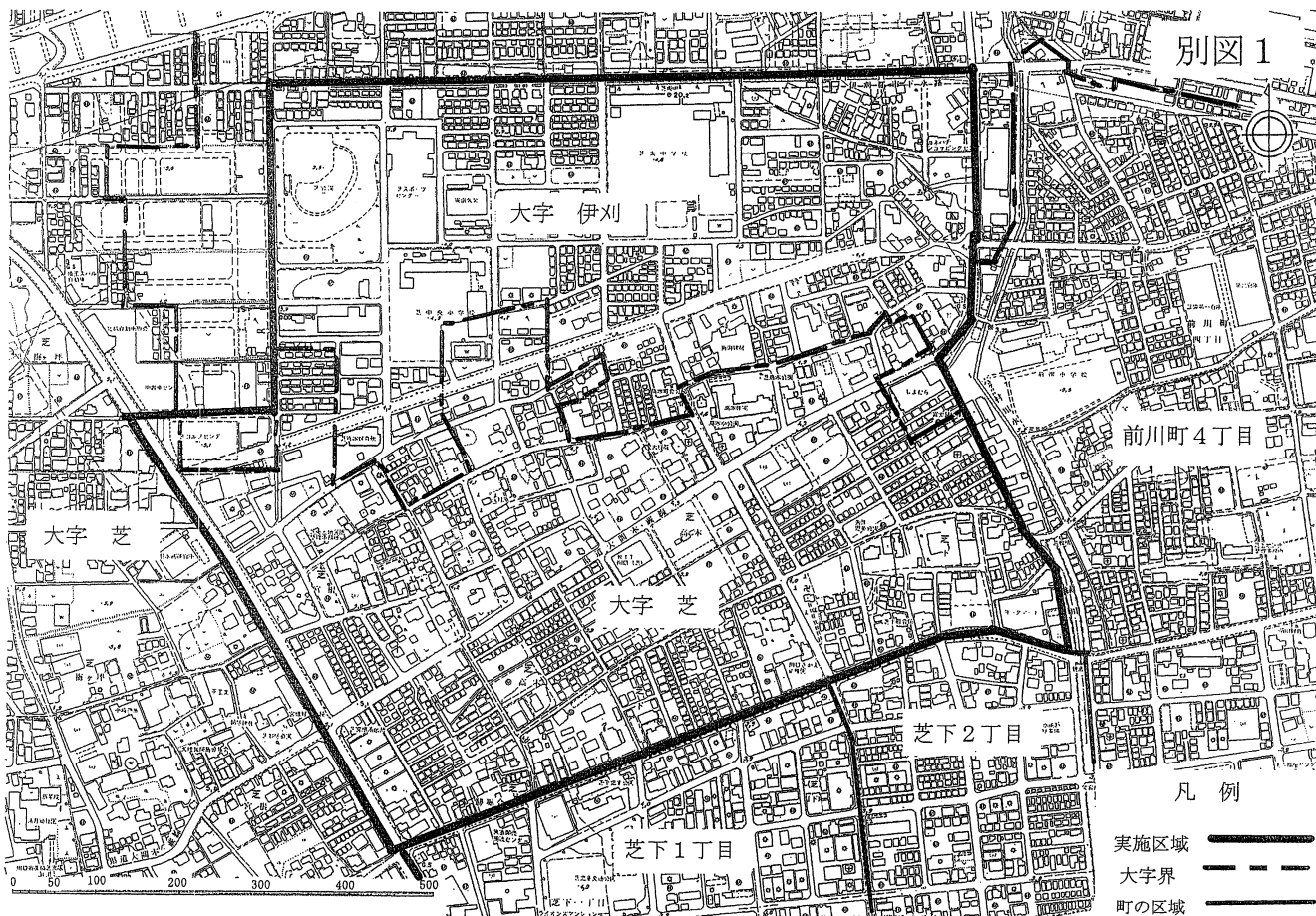
右の処分は、平成十九年十二月一日からその効力を生ずる。ただし、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行地区についてする処分（住居を表示する場合に係るものを除く。）にあつては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号）第百七十九条の規定により、当該施行地区に係る換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十九年十一月九日

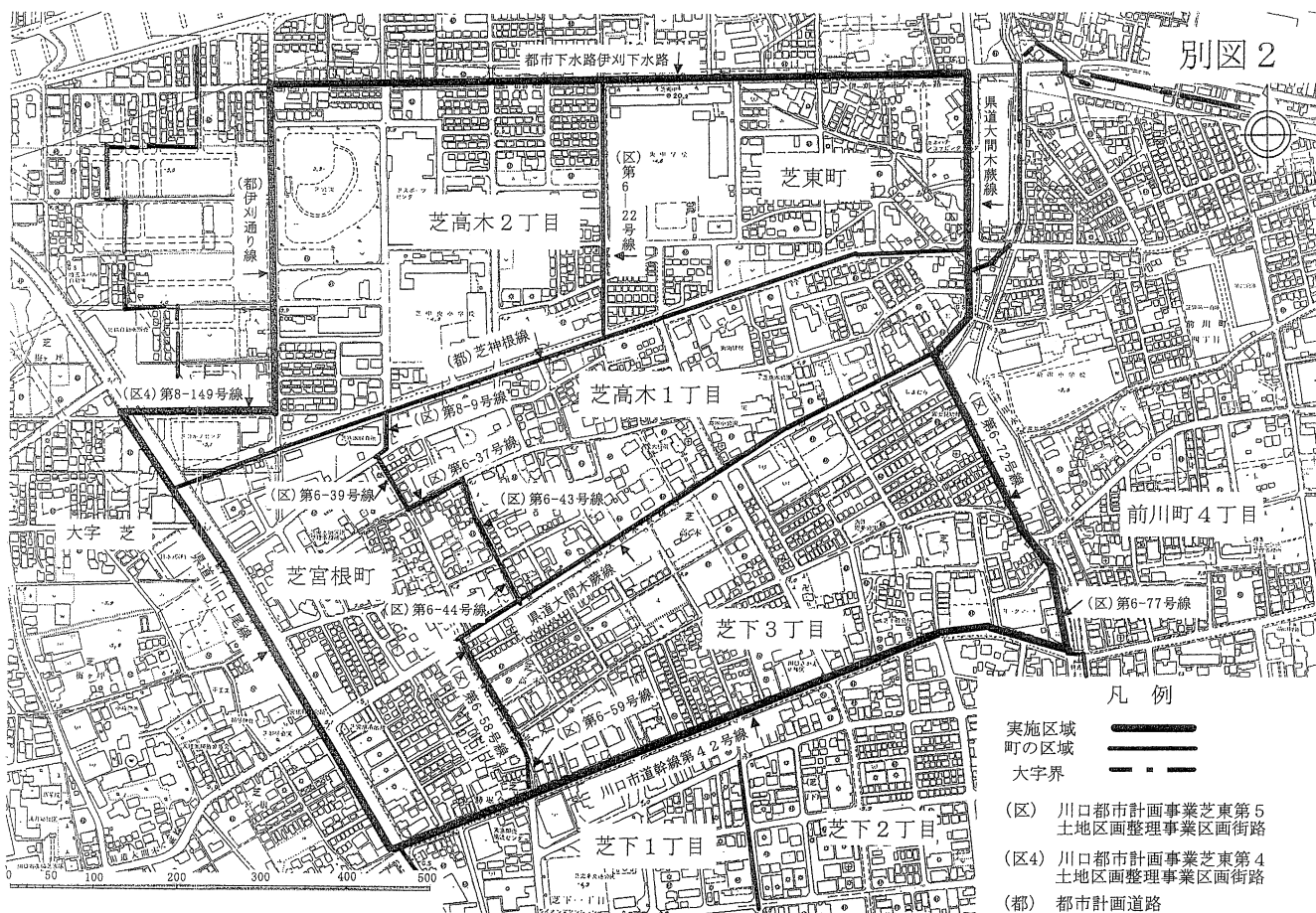
埼玉県知事 上田 清 司



別図1



別図2



- 凡例
- 実施区域
  - 町の区域
  - 大字界
- (区) 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路
  - (区4) 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業区画街路
  - (都) 都市計画道路



変更後の境界線の説明

町名	区	域
芝宮根町	川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-59号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-39号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-37号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-43号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-44号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-58号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-59号線界 川口市道幹線第42号線界 に囲まれた区域	
芝下3丁目	川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-72号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-77号線界 川口市道幹線第42号線界 に囲まれた区域	
芝高木1丁目	川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-44号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-43号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-37号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-39号線界 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第8-9号線界 県道大間木藤線界 に囲まれた区域	
芝高木2丁目	県道川口上尾線 川口都市計画事業芝東第4土地区画整理事業区画街路第8-149号線界 都市計画道路伊刈通り線界 都市計画道路伊刈下水路 川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-22号線界 に囲まれた区域	
芝東町	川口都市計画事業芝東第5土地区画整理事業区画街路第6-22号線界 都市計画道路芝神根線 県道大間木藤線界 に囲まれた区域	

(注) 道路 当該道路部分を含むものとする。  
 境界線 当該道路部分を含むものとする。  
 下水路 当該下水路部分を含むものとする。

(平成18年 8月21日調査)

埼玉県告示第千六百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款、役員名簿並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月九日  
埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日  
平成十九年十月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人彩の国GIS研究所
- 三 代表者の氏名  
岸 雅宏
- 四 主たる事務所の所在地  
(変更前) 埼玉県幸手市東四丁目十三番十三号  
(変更後) 埼玉県狭山市入間川一丁目十四番二十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、国、県や市町村などの自治体及び企業、一般住民に対して、位置情報の確認のできる地理情報システム(GIS)を主体とした専門的なノウハウを活用した電子まちづくりを推進するための支援に関する事業を行います。

これは、ITの活用で官民との協働による真の共生的自治社会づくりを目指すとともに、情報のデジタル化によってより利便性の高い電子まちづくりを推進するものです。

この電子まちづくりを実現することによって、地域住民に対する行政サービスの向上や効率化、円滑な情報や物の流通、人材の活用、防災、災害救援、環境の保全などとともに、情報のセキュリティの確立に対して援助をするものであり、もって、地域住民がさらに利便性の高い安全、安定、安心な生活環境づくりに寄与することを目的とします。

さらには、地球的な規模で共通する電子まちづくりを実現することで国際協力にも関わり、広く公益に貢献することを目的とします。

埼玉県告示第千六百三十六号

所沢市から所沢都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けた

ので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然

課において縦覧に供する。  
平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマネW北本店

北本市北中丸一丁目二番一号他

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コジマ 代表取締役 小島 章利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年七月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千七百三十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 七十四台

隔地駐車場 位置 図面省略 収容台数 四十七台

合計 百二十一台

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場一〜三 位置 図面省略 収容台数 九十一台

荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設 位置 図面省略 面積 六十平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管庫 位置 図面省略 容量 三十九立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分(一部 午前八時三十分から午後十時)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成十九年十月三十一日

二 縦覧期間

平成十九年十一月九日から平成二十年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月九日から平成二十年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百三十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アウトレットモールリズム

ふじみ野市うれし野二丁目十番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所、法人によつてはその代表者

(変更前) 株式会社 アンドモア 代表取締役社長 黒田 光久

東京都港区海岸三丁目二十番二十号 他四十一件

(変更後) 有会社 ビッグアイ 代表取締役 大嶋 俊明

熊谷市桜町二丁目九番四十七号 他変更箇所二十一件 全三十二件

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十一日他

ニ 届出年月日

平成十九年十月二十六日

二 縦覧期間

平成十九年十一月九日から平成二十年三月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月九日から平成二十年三月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW所沢西店

所沢市林三丁目五百七の一外

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

営業時間の延長による騒音等で、周辺的生活環境を悪化させないよう十分に配慮すること。

交通渋滞、放置駐車等の交通問題が発生しないように十分配慮すること。  
駐車場の出入口については、視認性及び安全性を確保してください。特に北側出入口については、林三丁目交差点からの車両と住宅街からの車両が錯綜するため、警備員の配置等の配慮をお願いします。

付近住民からの苦情等が起らないように充分配慮すること。また苦情等が発生した場合には、速やかに対処すること。

二 縦覧期間

平成十九年十一月九日から平成十九年十二月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

埼玉県告示第千六百四十号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、平成十九年十一月二日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

別表

労働組合名	執行委員長等名	組合員が従事する職場	所在地
埼玉県厚生農業協同組合連合会労働組合熊谷支部	根岸 由利子	埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院	熊谷市中西四一五一
埼玉県厚生農業協同組合連合会労働組合幸手支部	根岸 由利子	埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院	幸手市東四一四一四

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清司

三日 時

平成十九年十一月十三日午前〇時から問題解決に至るまでの期間

四場 所

別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五概 要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

埼玉県告示第千六百四十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、上里幹線土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 就任

職名 氏名 住 所

理事 小林 忠男 児玉郡上里町大字堤五三二一

二 退任

職名 氏名 住 所

理事 小林 幸緒 児玉郡上里町大字堤四六四

同 福嶋 信泰 同 神川町同 八日市五五〇

埼玉県告示第千六百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用す

同法第十八条第十六項の規定により、昭和二十二年九月十五日解散認可した児玉郡上里町埼玉県長幡村五明堰耕地整理組合から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清司

清算人の氏名及び住所

氏名 住 所  
関 根 孝 道 児玉郡上里町大字七本木九八二

埼玉県告示第千六百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八条第一項の規定により、比企郡滑川町鈴木義友ほか二十二名からの山田土地改良区設立認可申請を平成十九年十一月六日適当と決定したので、同条

定に係る土地改良事業(維持管理事業)計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

縦覧期間 埼玉県知事 上田 清司

平成十九年十一月十二日から



平成十九年十二月十日まで  
縦覧場所  
滑川町役場

埼玉県告示第千六百四十四号

測量計画機関の長である秩父市長栗原  
稔から次のとおり公共測量を実施する旨  
の通知を受けたので、測量法(昭和二十  
四年法律第百八十八号)第三十九条にお  
いて準用する同法第十四条第三項の規定  
により公示する。  
平成十九年十一月九日  
埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

秩父市

二 作業種類

公共測量(空中写真撮影、二千五百  
分の一及び一万分の一都市計画図作  
成)

三 作業地域

秩父市全域

四 作業期間

平成十九年十月三日から平成二十年  
三月二十四日まで

埼玉県告示第千六百四十五号

測量計画機関の長である東京都知事石  
原慎太郎から次のとおり公共測量を実施  
する旨の通知を受けたので、測量法(昭  
和二十四年法律第百八十八号)第三十九

条において準用する同法第十四条第三項  
の規定により公示する。  
平成十九年十一月九日  
埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

東京都

二 作業種類

公共測量(東京都縮尺二千五百分の  
一地形図作成)

三 作業地域

三郷市、八潮市、草加市、鳩ヶ谷市、  
川口市、戸田市、和光市、朝霞市、新  
座市、所沢市、入間市、飯能市及び秩  
父市

四 作業期間

平成十九年十一月十六日から平成二  
十三年十二月三十一日まで

埼玉県告示第千六百四十六号

測量計画機関の長である川島町長高田  
康男から次のとおり公共測量を実施する  
旨の通知を受けたので、測量法(昭和二  
十四年法律第百八十八号)第三十九条に  
おいて準用する同法第十四条第三項の規  
定により公示する。  
平成十九年十一月九日  
埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

川島町

二 作業種類

公共測量(川島インターチェンジ(仮

称)北側地区土地区画整理事業計画図  
作成)

三 作業地域

川島町大字中山及び上井草地域

四 作業期間

平成十九年九月三日から平成二十二  
年三月三十一日まで

埼玉県告示第千六百四十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二十  
九号。以下「法」という。)第二十条  
の規定により事業の認定をしたので、次  
のとおり告示する。  
平成十九年十一月九日  
埼玉県知事 上田清司

一 起業者の名称

学校法人開智学園

二 事業の種類

学校法人開智学園屋内プール建設事  
業

三 起業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区大字表慈  
恩寺字南地内

ロ 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

イ 法第二十条第一号要件(収用適格  
事業)

学校法人開智学園屋内プール建設  
事業は、開智小学校、開智中学校及

び開智高等学校の児童・生徒が使用  
する屋内プールを建設する事業であ  
る。これは、法第三条第二十一号の  
規定する「学校教育法第一条に規定  
する学校」に該当する。

ロ 同条第二号要件(起業者の意思と  
能力)

本申請事業の起業者は学校法人開  
智学園であり、事業遂行について既  
に法的及び経済的措置を講じてお  
り、本申請事業を遂行するための十  
分な意思と能力を有している。

ハ 同条第三号要件(事業計画の公益  
性)

(1) 学校法人開智学園屋内プール建  
設事業の妥当性(得られる利益)

学校法人開智学園(以下「開智  
学園」という。)は、小・中・高  
の十二年間を四年ごとに区切り、  
国際的視野に立った創造型、発信  
型の二十一世紀のリーダーとなる  
人材の育成を目指すとともに、最  
新の教育科学研究を取り入れたカ  
リキュラムを構築し、単に知識の  
学習の場のみでなく豊かな人間形  
成の場として総合的な教育を実施  
している。

開智学園における水泳の授業  
は、現在開智学園にプール施設が  
ないために、小学校一年生から四  
年生までの児童について近隣の民  
間の施設を一定期間借用して授業



を行っている。このために、児童の移動に一時限の授業時間である五十分を要しているだけでなく、開智学園が希望する時間帯に授業を組むことが困難である等の問題が生じている。さらに、利用可能な時間に制約があるため、小学校五年生から高等学校三年生までの児童・生徒に対して水泳の授業を行うことができない状況となっている。

ちなみに、さいたま市内の公立中学校では全五十七校中五十六校、私立中学校では開智学園を含めた全七校中三校にプールが設置されており、開智学園の児童・生徒が近隣他校の児童・生徒と同様に水泳の授業を受けられる環境を整備する必要が生じている。

屋内温水プールを建設することにより、年間を通して天候に影響を受けない授業が可能となり、現在水泳の授業を実施していない小学校五年生から高等学校三年生までに対しても授業を実施することができる。また、水泳部を設立してクラブ活動が可能となり、他校との競技試合の場としても利用することができる。したがって、情操教育や健康増進の一層の推進を図ることができ、スポーツ振興の観点からも意識の向上を図ること

ができる。

そこで、開智学園の校舎に隣接するさいたま市岩槻区大字表慈恩寺字南地内に屋内プールを建設することは、きわめて妥当である。

(2) 環境への影響(失われる利益)  
建設予定地は畑であり、特に高い経済的価値は認められず、環境への影響も軽微であると認められる。

二 同条第四号要件(土地を収用することの必要性)  
本申請事業により、より良い教育環境の整備が実現し、情操教育の充実、運動能力の向上及び健康増進等が図られ、本事業の社会的効果は著しい。そこで、公益に資することはきわめて大きいため、土地を収用する必要が認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
さいたま市岩槻区役所総務課

埼玉県告示第千六百四十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

第二〇〇七―八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域  
川越市大字上寺山字東田二六七―

一、二九三―一、二九八―一、二九九―一、三〇〇―一、二九三―六、二九八―四、三〇〇―四

三 雨水流出抑制施設の容量  
一九〇〇・〇立方メートル

埼玉県告示第千六百四十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清司  
一 許可番号  
第二〇〇六―一―九―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域  
坂戸市大字塚越字道場八四三番一他

九三筆

三 雨水流出抑制施設の容量  
三二一八立方メートル

埼玉県告示第千六百五十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間都市計画用途地域を変更した。  
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千六百五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画用途地域を変更した。  
なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千六百五十二号

さいたま市からさいたま都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千六百五十三号

さいたま市からさいたま都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百五十四号

さいたま市からさいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百五十五号

さいたま市からさいたま都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準

用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

指令杉整第一九〇〇八六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月二日第七十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上川崎字裏五四

三一、五四四一、五四五一、五四六一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市岩槻区大字小溝八〇七一

一

株式会社 サングリーン

代表取締役 渡辺 操

埼玉県告示第千六百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年六月二十六日

指令東整第一九〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月一日第七十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都二五一九六、二五一九七、二五一九八、二五二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市此花区島屋四一三二四

三

株式会社 島屋土地建物

代表取締役 西川 茂樹

埼玉県告示第千六百五十八号

三芳町長から富士見都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画公園を次のとおり変更した。なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園課において縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画を定める土地の区域

桶川市大字川田谷字城山、字稲荷、字王子及び字永久保地内

二 都市計画に係る公園の名称

五・五〇一号 城山公園

埼玉県告示第千六百六十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十一月九日

埼玉県知事 上田清司

一 購入等件名及び数量

警察ネットワーク接続用端末装置等の貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課

調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区

高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年9月18日

平成19年9月18日

- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
404,282,340円
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 7 一般競争入札  
入札の公告を行った日  
平成19年8月3日

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十七号

平成十九年十一月九日

埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁 雄

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成19年9月分

特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)者	届出業	届出者	検査の結果							備考			
				TN(%)	TP(%)	TK(%)	TCu(mg/kg)	TZn(mg/kg)	TCa(%)	C/N		水分(%)	その他の検査	
動物の排せつ物	有限会社坂斉養鶏場		乾燥鶏糞	2.7	4.7	3.0	38	413	14.4	11	10.8			
				小林重男	乾燥鶏ふん	2.6	5.3	3.7	68	334	16.2	9	13.1	
				藤沼誠一	牛糞堆肥	0.5	0.4	0.9	6	35	0.6	26	70.8	
				古谷靖夫	牛糞堆肥	0.6	0.5	0.9	16	54	0.7	21	73.1	
				古谷徳三	牛糞堆肥	0.9	0.7	1.1	11	51	1.2	18	64.7	
たい肥			牛糞堆肥	0.8	0.7	1.0	13	66	1.0	15	66.2			
				藤沼正雄	牛糞堆肥	0.8	0.7	1.0	13	66	1.0	15	66.2	
				久喜宮代有機1号	久喜宮代有機1号	1.0	0.3	0.3	12	55	2.0	15	67.2	
				久喜宮代有機2号	久喜宮代有機2号	3.1	3.5	2.7	157	983	5.0	9	30.4	
			大地くん	2.2	1.3	1.6	20	79	8.8	16	23.6			

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

- TN—窒素全量、TP—りん酸全量、TK—加里全量、TCu—銅全量、TZn—亜鉛全量、TCa—石灰全量、C/N—炭素窒素比、水分—水分含有量
- 2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。



埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年三月二十九日

第一八〇二一六〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月二日

第一九〇一〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字上ノ山

一五四八―五二、一五四八―五三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字志賀四七―三

むさし台保育室

代表者 佐藤 弘子

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月九日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

一 許可番号

平成十九年十月三十日

指令行整第一七〇二三九二号

二 検査済証番号

平成十九年十月三十一日第七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字北下新井字樽場六九七―六

場六九七―六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡栗橋町南栗橋一―

五―一―C―一〇三

須藤 昌好

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 内村 寛

一 道路の種類

二 路線名 草加流山線

三 道路の区域

旧新別		区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧					
		三郷市大廣戸字深田通九二四番九地先から 同市大廣戸字深田通九二一番二地先まで		一一・二〇 一一・七七	二八九・五四	都市計画道路新和吉川線の整備に伴う県道との交差点の 拡幅工事(三郷市施行)
				一三・九四 三三六・〇五		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

一 許可番号

平成十九年十月十日

指令杉整第一九〇一〇八一号

榎本 恵樹

二 検査済証番号

平成十九年十一月五日

杉整第一二〇一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字北広島字天神裏  
九二一一一、一二三、一四、九二一一一、  
一二、一三、九三三二二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南埼玉郡宮代町中央三丁目二番三十二  
号

株式会社 アメック 代表取締役  
小山寿行

~~~~~

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七  
九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
号)第三十六条第三項の規定により、次  
の開発行為に関する工事が完了したの  
で、公告する。

平成十九年十一月九日  
埼玉県杉戸県土整備事務所長  
榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年八月二十一日  
指令杉整第一九〇〇八五〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月三十一日

三 杉整第一一〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字中妻字宮沼一四  
九六一二

開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北葛飾郡鷲宮町大字上内四七八番地わ  
し宮団地三街区六棟三〇二  
菅野広樹

~~~~~

埼玉県病院事業告示第三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成十九年十一月九日

埼玉県病院事業管理者 伊 能 齊

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立がんセンターで使用する電気 予定使用電力量10,213,000キロワッ  
ト時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年2月1日から平成21年1月31日まで

(4) 需要場所

埼玉県立がんセンター

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価 (kW 単価) 及び使用電力量に対する単価 (kWh 単価、同一月においては単一のものとする。) を根拠 (小数点以下を含むことができる。) とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第3条第1項の規定に基づき一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 埼玉県立がんセンタ  
ー事務局管理部管財担当 吉野 勝一 電話048-722-1111 (代表)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年11月21日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立がんセンター 本館2階 会議室 平成19年12月19日(水) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限  
埼玉県立がんセンター 事務局管理部管財担当 平成19年12月18日(火) 午後5時必着

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年11月26日(月)午後4時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法  
財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in

Cancer Treatment Center, Building 10, 213,000 kWh

(2) Time-limit for tender: 10:00 a.m., December 19, 2007

(tender submitted by mail: 5:00 p.m., December 18, 2007)

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Hoapital Management Division, Cancer Treatment Center, Komuro 818, Ina-Machi, Saitama-ken 362-0806, Telephone 048-722-1111



埼玉県病院事業管理規程第111号

MEIHOにて調べた電気調達の標準的な費用を定めた標準的な入札の条件

一 競争入札の条件

平成十九年十一月九日

埼玉県病院事業管理規程 第 111 号

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立精神医療センターで使用する電気 予定使用電力量2,299,400キロ

ワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

平成20年2月1日から平成21年1月31日まで

(4) 需要場所



埼玉県立精神医療センター  
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

(5) 入札方法

入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。

(3) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づく一般電気事業の許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業の届出を行っている者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2 埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当 石井 秀一 電話048-723-6805（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成19年11月21日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立精神医療センター 本館2階 研修室 平成19年12月19日（水）午前11時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県立精神医療センター 事務局管理業務部管財担当 平成19年12月18日（火）午後5時必着

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成19年11月26日（月）午後4時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定

に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法  
財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Psychiatric Hospital, Building 2, 299, 400 kWh

(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m., December 19, 2007

(tender submitted by mail : 5 : 00 p.m., December 18, 2007)

(3) Contact point for the notice : Property Management Section, Psychiatric Hospital, Komuro 818-2, Ina-Machi, Saitama-ken 362-0806, Telephone 048-723-6805



埼玉県立熊谷市板井1696番地

WHOに基づいて政府標準に準じた規定の標準を定めた標準のコンプレックスの一般競争入札に付す。

平成19年11月9日

埼玉県立熊谷市板井1696番地

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 935,000 ℓ

(2) 納入期間

平成20年1月1日から平成20年3月31日まで

(3) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 2 埼玉県立精神医療センター

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 国(公団を含む。)又は地方公共団体と、今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048—830—5980(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手手順

(ア) 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」

採 取 要 領

を選択する。

- (功) 「物品等」を選択する
- (ホ) 「発注情報の検索」を選択する。
- (ク) 検索ボタンをクリックする。
- (ケ) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成19年11月22日 (木) 午前10時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

入札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成19年12月20日 (木) 午前10時30分

開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成19年12月20日 (木) 午前11時00分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県病院局  
経営管理課 医事・共同購入担当 平成19年12月19日 (水) 午後 5 時 (必着)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率 (100分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程 (平成14年埼玉県病院事業管理規程第 4 号。以下「財務規程」という。) 第134条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場

合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成14年病院事業管理規程第 9 号) 第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 入札参加資格の付与

2 の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要書類を添付して、埼玉県出納局物品管理課登録担当 (電話048—830—5775 (直通) 〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号) へ提出すること。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosine JIS(No.1) 935,000 ℓ

(2) Time-limit for tender : 10 : 30 a.m.20,december,2007.(bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m.19,december,2007)

(3) Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan,Telephone : 048-830-5980



発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一(代表)
埼玉新聞社 〒330-0801 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇(代表)